

新潟市観光マップ作成業務委託に係る業者選定実施要領

1. 事業概要

- (1) 事業名 新潟市観光マップ作成業務委託
- (2) 事業内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和4年3月18日（金）
- (4) 事業主体 新潟市
- (5) 委託金額 上限3,410,000円
消費税及び地方消費税を含み、消費税は10%で計算すること。
- (6) 業者選定 公募型プロポーザル方式とし、審査基準に基づき企画提案書による提案内容及び見積金額の総合評価により選定する。
- (7) 公示期日 令和3年10月20日（水）

2. 企画競争参加要件

提案者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者
- (3) 市内に本社又は本店を有する者、または市内に支店又は営業所等を有し、本市との契約等の権限を委任されている者
- (4) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者又は、下記の書類を企画提案書提出時に提出できる者

<提出書類>

- ① 登記事項証明書
- ② 直近の決算報告書
- ③ 市町村税の納税証明書（新潟市に本社又は支店、営業所等がある場合）
- ④ 国税の納税証明書（その3の3）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（物品・委託用）（様式第1号）

※⑤の様式については、新潟市のホームページでダウンロードしてください。

新潟市ホームページ>電子申請・予約・情報検索>申請・届出の総合窓口>分類・組織・五十音検索はこちら>分類別検索：契約>入札参加資格審査申請（業務委託）

- (3) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、新潟市の競争入札参加有資格者指名停止等措置要領等の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。同入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない

者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

3. 企画提案書作成・提出

- (1) 提出期限 令和3年11月17日(水)午後5時00分
- (2) 提出方法 郵送・宅配便または窓口へ持参で提出
- (3) 提出窓口 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地古町ルフル5階
新潟市役所 観光・国際交流部 観光政策課
電話：025-226-2608 FAX：025-228-6188
E-mail：kanko@city.niigata.lg.jp
- (4) 参加表明 企画競争に参加する場合にあっては、以下の項目を記載したメール、FAX又は書面にて、企画競争参加の意向を(3)提出窓口まで連絡すること。(様式任意)
①事業名、②会社名、③担当者名、④連絡先電話番号、⑤メールアドレス
【連絡期限】令和3年11月10日(水)午後5時00分
- (5) その他 ①提出期限までに提出窓口には到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
②提出後の案の差替え(追加及び変更等)は、提出期限までの間に限り認める。

4. 企画提案書等提出書類

- (1) 企画提案書 (様式任意)：5部(正本1部、副本4部)
企業名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。
- (2) 企業の概要及び業務実績 1部 (様式第1号)
- (3) 概算見積書 1部 (様式任意)
- (4) 2(2)の提出書類(入札参加資格者名簿(業務委託)に登載されていない者のみ)

5. 企画提案書留意事項

企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりであり、極力具体的に示し、かつ、可能な限り簡素化することとし、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるようにするものとする。

- (1) 現状の課題及びその対応方針
- (2) 当該事業の実施方針及び具体的な提案
仕様書記載の事業項目及び事業内容を原則とするが、これによらない有効な提案も受け付ける。
- (3) 当該事業の実施体制
- (4) 当該事業の実施スケジュール
- (5) 必要経費：事業内容に見合った適切な経費であること。「概算見積内訳」を提案書に明記すること。なお、様式については、各社の任意の様式とする。

6. 企画提案書の評価基準

別紙「新潟市観光マップ作成業務委託に係る委託業者の選定方法及び評価基準」のとおり

7. 提案書に係る質問

本プロポーザルに係る質問の受付及び回答は下記のとおりとし、電話等による口頭での質問は受付しない。

- (1) 受付窓口 3. (3) 提出窓口と同じ
- (2) 質問提出期限 令和3年10月27日(水)
- (3) 質問受付方法 様式第2号「質問書」により、持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法による
- (4) 回答日時及び方法 令和3年10月29日(金)中に全員に電子メールにより回答します。
なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなします。
- (5) 受付しない項目 ①評価基準の配点に関する質問
②他の応募者に関する質問

8. 企画提案書説明会の日時及び場所

当該企画提案書にあつては、企画提案書の説明会(提案内容のプレゼンテーション)は実施しない。

9. 企画提案に関するヒアリング

企画競争参加者に対し、提出された企画提案書の内容に関するヒアリングを実施する。

- (1) 実施期間 令和3年11月18日(木)～25日(木)
- (2) 実施方法 メール、FAX、電話等適宜の方法による

10. 競争の実施に際しての留意事項

- (1) 本事業については、1社につき1提案のみとする。
- (2) 企画提案書を提出したもののうち、企画提案書を特定した応募者に対しては、当該企画提案書を特定した旨を書面により通知するものとする。また、企画提案書を特定しなかった応募者等に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨を書面により通知するものとする。
- (3) 特定された場合は、当市と十分協議しながら事業を進めることとするが、特定された企画提案書の内容については、変更・修正する可能性がある。また、協議により当市から指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、当市は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本契約により制作された制作物の著作権は、新潟市に帰属するものとする。

11. 契約に関する基本的事項

- (1) 委託業者の決定
 - ①選定委員会で決定した最も優れた提案者に対し、委託契約の締結交渉を行う。
 - ②最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。
- (2) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

(3) 契約の解除

本要領に違反した場合、新潟市は契約の解除ができるものとする。

(4) 再委託の禁止

本業務について、第三者への委託は認めない。

ただし、予め書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(5) 支払い条件

本事業完了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

12. その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(3) 提出された全ての提案書は返却しない。

(4) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

①提案書を提出期限日時までに提出しなかった者。

②本公募の公開以降、選考委員会による選定が終了するまでの間に、選考委員に不当な接触を行った者。

③提案書類に虚偽の掲載をした者、または本要領に違反する表現をした者。

(5) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きの完了までは、契約関係を生じるものではない。

(6) 受託者の名称は公表できるものとする。

(7) 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。

※スケジュール

令和3年10月20日（水）	公示	
令和3年11月10日（水）	参加表明期限	午後5時まで
令和3年11月17日（水）	提案書提出期限	午後5時まで
令和3年11月18日（木） ～25日（木）	ヒアリング実施期間	
令和3年11月26日（金）	審査結果通知	予定

以上